

地 域 指 定 年 月 日	平成 19 年 8 月 10 日
整備計画策定年月日	平成 20 年 3 月 18 日
変 更 年 月 日	令和元年 6 月 3 日
市 町 村 コ ー ド	1 1 1 0 0

さいたま市農業振興地域整備計画書

令和元年 6 月

埼玉県さいたま市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	7
2 農用地利用計画	9
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	10
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2 地区別の整備開発の構想	10
(1) 西部：荒川流域(指扇、馬宮西、馬宮・植水、大久保・土合地区)	10
(2) 中部：見沼田圃地域(大砂土、春岡・七里、片柳、尾間木・三室・美園地区)	10
(3) 東部：綾瀬川・元荒川流域(慈恩寺、河合、川通、和土、新和、柏崎地区)	10
3 農業生産基盤の整備開発計画	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
5 他事業との関連	11
第 3 農用地等の保全計画	12
1 農用地等の保全の方向	12
2 農用地等保全整備計画	12
3 農用地等の保全のための活動	12
(1) 農用地等の保全管理の支援	12
(2) 農地の保全管理等のための資金援助	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進計画	13
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
(1) 農用地の流動化対策	15
(2) 農業生産組織の育成対策	15
(3) 農業経営の指導育成、農地の効率的利用	16
(4) 農作業の受委託の促進対策	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 5 農業近代化施設の整備計画	17

1	農業近代化施設の整備の方向	17
2	農業近代化施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	18
(1)	認定農業者制度等の推進	18
(2)	新規就農者・農業後継者の育成	18
(3)	農業経営の組織化・法人化の推進	19
(4)	高齢農業者の活動支援	19
(5)	女性の経営参画への配慮	19
4	森林の整備その他林業振興との関連	20
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	21
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	21
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	21
(1)	関係機関との連絡・調整と就業機会の確保対策	21
(2)	集落営農の推進	22
(3)	観光農業の推進	22
(4)	都市との交流	22
3	農業従事者就業促進施設	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8	生活環境施設の整備計画	23
1	生活環境施設の整備の目標	23
(1)	地域用水機能の保全と整備推進	23
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9	附図	24
1	土地利用計画図(附図1号)	24
2	農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)	24
3	農業従事者就業促進施設整備計画図(附図3号)	24
別記	農用地利用計画	24

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア さいたま市の概況

(7) さいたま市の位置

さいたま市(以下、「本市」という。)は、関東平野のほぼ中心、埼玉県南部、東京都心から約 20~40km 圏内に位置し、東西、南北ともに約 20km、面積 21,743ha で、首都圏において広い面積を有しています。その内訳は、市街化区域 11,698ha、市街化調整区域 10,045ha です。

本市は、周囲が全て他の市とつながっている内陸都市で、東は春日部市・越谷市、西は川越市・富士見市・志木市・朝霞市、南は川口市・蕨市・戸田市、北は上尾市・蓮田市・白岡市にそれぞれ接しています。

(4) 自然条件

a 地形

地形上では関東平野に属し、北西から南東へとわずかな勾配があるものの、おおむね平坦な地形で形成されています。

荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川等の河川とそれらの河川に沿った低地と台地に大きく区分されています。芝川、加田屋川の流れる低地に沿って広がる見沼田圃や、荒川河川敷等豊かな緑地に恵まれています。

b 気象

気象については、さいたま市統計書(平成 27 年)によると年間平均気温が 15.9℃、年間降水量が 1,297mm、年間日照時間が 2,026 時間です。積雪は殆どありません。本地域は、太平洋岸式気候に属し、概ね温暖な気候で日照にも恵まれています。降雪・降雨によって稲作、畑作、果樹、花き等に影響するほどの冷害や水害も少ないといえます。これら気象条件は、果樹や花き等の気象条件に制約がある農産物の栽培に適しています。

c 水利

農用地 4,544.1ha を潤している農業用水は、荒川や見沼代用水、綾瀬川、元荒川等から取水しています。

また、農業排水は、荒川・鴨川・鴻沼川・芝川・綾瀬川・元荒川などに集水されています。

(7) 交通・運輸条件

鉄道や幹線道路網は、政令指定都市、県庁所在地である本市を經由する路線により多く形成されています。このように交通・運輸条件に恵まれていることから、都市再生機構や民間の宅地開発によって、大規模住宅団地が造成され人口が増加しています。

a 鉄道交通

本市は、鉄道 14 路線 32 駅を抱えており、なかでも東北・上越新幹線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、東日本の交通の要衝であるとともに、全国でも有数の一大交通拠点となっています。

b 道路交通

国道 16 号や国道 17 号新大宮バイパス、東京外かく環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網が充実しています。

(I) 人口と産業構造

a 総人口及び世帯数

平成 27 年国勢調査によると本市の総人口は 1,263,979 人、総世帯数は 533,209 世帯です。

本市の人口は、社会増が続いて増加傾向を維持しております。今後は少子高齢化によって自然増の幅が次第に縮小すると見込まれ、近年をピークに減少に転ずる見通しです。

本市の世帯数については、人口の増加傾向に比例し、平成 27 年に 533,209 世帯となりました。1 世帯当たり人員は、平成 12 年の 2.67 人から平成 27 年の 2.37 人に減少しました。特に、高齢者の単身世帯が増加しており、この減少傾向は当面続くと予測されます。

本市における就業者数は、人口とともに増加を続けています。平成 17 年から平成 27 年の 10 年間をみると、総就業者数は約 2%増加しています。その中で第 1 次産業は約 24%の減少、第 2 次産業が約 18%の減少の傾向を示しました。反面、第 3 次産業は、約 2%増加の傾向を示しました。

平成 27 年国勢調査による従業人口をみると、総数 587,220 人です。産業別の構成比は、第 1 次産業 0.7%、第 2 次産業 18.5%、第 3 次産業 80.8%であり、今後もさいたま新都心における商業業務地の成熟などに伴い、第 3 次産業の従業者構成比が高くなると予測されます。

b 農家人口及び農家世帯数

2015 農林業センサスによると本市の平成 27 年における農家人口は、11,293 人、農家世帯は 3,728 世帯です。平成 17 年と比較すると、農家人口は、約 42%、農家数は約 20%、ともに減少しています。これは、農業を担ってきた世代の高齢化により営農が難しくなってきたことや、社会的な情勢による担い手不足に起因しているといえます。

なお、本市の総人口(平成 27 年国勢調査結果 1,263,979 人)、総世帯数(平成 27 年国勢調査結果 533,209 世帯)に占める割合は、農家人口が約 0.9%(農家人口 11,293/総人口 1,263,979)、農家戸数は約 0.7%(総農家世帯数 3,728/総世帯数 533,209)と、それぞれ 1%未満になってきています。

今後とも農家人口、農家戸数は、農家人口の高齢化や都市化によって減少するものと考えられます。対数回帰法による予測では、平成 37 年において、農家人口 7,800 人、農家戸数 3,500 世帯と推計されます。

イ 土地利用の構想

(7) 農業の振興方針

本市の農業・農村を取り巻く環境は、都市化の進展に伴う農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化などにより、一段と厳しくなっており、農村地域の活力低下などの問題を抱えています。また、遊休農地・耕作放棄地の増加が見込まれます。さらに、近年の農産物の輸入自由化による農産物価格の低迷、消費量の減少、ブランド化による価格の二極化などが原因で農業経営悪化の状況が生じています。

このような状況を踏まえて、農業の担い手の育成、農地の有効利用、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した生産、販売、加工など、長期的な展望に立った対策が必要になっています。

よって、本市の農業振興については、担い手の確保や育成のための事業を推進するとともに、優良な農用地を定め、ニーズに合った農業生産基盤整備などを用いて、農用地の保全に努めていきます。また、農地の集積・集約化を推し進め、営農の低コスト化、高付加価値作物の導入とさいたまブランドの開発と確立、地産地消の推進、観光農業・環境保全型農業の推進、消費者団体・グループとの連携、高齢者の生きがい農業、自然・田園景観の保全を進め、魅力ある農村づくりを推進していきます。

さらに、農業技術の向上を促進し、農業を担うための組織活動の充実・経営の合理化を進め、生産性の向上を目指していきます。また、大消費地への近接性を活かした農産物の供給体制を確立します。

本市では、さいたま市都市農業の振興に関する条例(平成 24 年さいたま市条例第 92 号)を定め、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、農産物等の安定的供給及び都市農業の多面的機能の発揮を促進し、健康で文化的な市民生活の実現に寄与するとともに、緑豊かなまちづくりを推進していきます。これを受けて、さいたま市農業振興ビジョン改訂版(平成 26 年 3 月改定)では、以下の事項を定めています。

【さいたま市農業振興ビジョンの基本方針】

基本方針	施策の柱	個別施策
【農業】 持続可能で元気なさいたま市「農業」を確立します	1 地産地消の確立 2 農業経営の安定・生産性の向上	①地産地消の推進 ②消費拡大拠点、流通システムの形成 ③農業経営の安定化 ④付加価値の形成 ⑤担い手の育成
【農地】 多面的機能を活かした「農地」の保全を進めます	3 農地の保全と農業の持続	⑥農環境の保全と改善 ⑦遊休農地の解消と活用 ⑧農地流動化対策の推進
【農コミュニティ】 農のある豊かなくらしを共有する「農コミュニティ」を育みます	4 農のあるまちづくり推進	⑨価値と魅力の共有 ⑩市民による支援と協働 ⑪食農教育の推進

(4) 土地利用の方針

本計画は、「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年 7 月制定）を受けた「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月）、国の指針である「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成 27 年 12 月変更）、県の方針である「農業振興地域整備基本方針」（平成 28 年 7 月変更）、市の最上位計画である「総合振興計画（後期基本計画）」（平成 25 年 12 月策定）との整合を図りつつ、農業振興地域における総合的なマスタープランづくりとして策定するものです。

本地域の土地利用の基本方針は、上位計画における農業地域の将来像を尊重しつつ、さいたま市都市農業の振興に関する条例（平成 24 年さいたま市条例第 92 号）、さいたま市農業振興ビジョンと整合を図り、次の計画コンセプトと基本方針のもと、計画を策定しています。

【計画コンセプト】

次世代につなぐための、農と都市が支えあう魅力あるさいたま農業振興地域へ

- 目標Ⅰ 適正な土地利用への導き
- 目標Ⅱ 農業の持続的な発展
- 目標Ⅲ 多面的機能の維持・発揮

【基本方針】

- 目標Ⅰ 適正な土地利用への導き

農業生産基盤整備等事業の実施状況、農地の集団性、集落の介在状況、農業の近代化や農地の流動化への可能性等を的確に把握し、今後とも優良農地として保全すべき農用地を明確にし、現状に即した土地利用計画を策定します。

- ・農用地利用計画

目標Ⅱ 農業の持続的な発展

農業の持続的な発展のために、優良農地への効率的な農業振興策を実施することにより、意欲ある担い手を確保するとともに、農地の集積・集約化を推し進め、次世代につながるような持続可能な発展を図ります。

- ・農業生産基盤整備の推進
- ・農用地、水路等の保全整備の推進
- ・農業経営の規模拡大及び農業の効率的・総合的利用促進
- ・農業近代化施設整備の推進
- ・農業の担い手の育成・確保、施設の整備・充実の推進
- ・農業従事者の安定的な就業促進

目標Ⅲ 多面的機能の維持・発揮

農用地、水路等の地域資源は、食料生産のためだけではなく、自然環境の保全や良好な景観の形成等、多面的機能を有しています。このような資源の保全とその質的向上を図るため、農業者だけではなく、地域住民や自治会などで行う地域ぐるみの共同活動への支援を行います。

- ・農用地、水路等の保全整備の推進

【農業振興地域内の農用地等の面積の見通し】

単位：ha

区分	農用地		農業用 施設用地		山林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H29)	4,544.1	56.1%	5.2	0.1%	548.6	6.8%	1,023.7	12.6%	357.7	4.4%	1,621	20.0%	8,100.3	100.0%
目標 (H39)	4,544.1	56.1%	5.2	0.1%	548.6	6.8%	1,023.7	12.6%	357.7	4.4%	1,621	20.0%	8,100.3	100.0%
増減	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-	0.0	-

(注) 資料：現在の面積は、さいたま市農業振興地域整備計画変更理由書、H28 都市計画基礎調査土地利用データ(住宅用地、工業用地のみ)より取得

ウ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第10条第3項に基づき、農用地区域の設定は、農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当であって、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地、並びに優良農地確保の観点から必要な限度において以下のように定めるものとし、本地域内にある現況農用地約4,544.1haの内、概ね約2,487.1haについて農用地区域を設定する方針です。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地

- ・区画整理
- ・農業用排水路
- ・客土、暗渠排水

c a及びb以外の土地で農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・いも類(さといも、かんしょ、ばれいしょ)、果樹(なし、ぶどう)、花き、植木、くわいなどの地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めません。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的条件等により農地の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(4) 土地改良施設に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(7)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、該当農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域を設定します。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、又は隣接する土地で当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び公共投資による農業用施設の土地について、農用地区域を設定します。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域における山林原野は、実用地ではなく防風林としての機能を持つ屋敷林であるとともに、本地域の環境保全上においても貴重な地域資源です。今後、これら山林、原野を農用地として利用はせず、残された貴重な地域資源として保全していくこととし、農用地区域の設定は行わないものとします。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本地域では、都市近郊に立地する特性を生かすことを基本として、集落営農等の機能を発揮・活用しながら農地の集積・集約化、コスト低減等を促進しつつ、需要動向に即した生産性の高い土地利用型農業や施設型農業等の育成を図ります。

本市の農業上の土地利用は、田、畑、樹園地などの多彩な利用状況や農地の集団的立地状況を鑑みて、地域の農業の状況に応じた生産基盤整備を推進することにより優良農地の確保や有効利用を促進します。

(1) 田

田は、稲作の生産基盤であり、農業・農村が持つ多面的機能発揮に必要不可欠な土地です。引き続き生産性の高い土地利用型農業の振興を図るため、農地の大区画化、汎用化等の農業生産基盤整備に努めます。

(2) 畑

畑は、都市農業の基盤であり、都市近郊の消費者ニーズにあった土地利用型並びに施設農業型の農業生産を展開します。野菜類では、高品質で計画生産と安定供給を図り、消費者動向に応じた農産物の多品目化や先端技術を導入した施設野菜団地の育成を図ります。

【農用地区域面積内訳と見通し】

単位：ha

地区名	区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
西部	A-1	35.7	35.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35.7	35.7	0	0
	A-2	44.8	44.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.8	44.8	0	0
	A-3	19.8	19.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19.8	19.8	0	0
	B-1	14.5	14.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.5	14.5	0	0
	B-2	48.0	48.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48.0	48.0	0	0
	C-1	51.5	51.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51.5	51.5	0	0
	C-2	49.9	49.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49.9	49.9	0	0
	C-3	24.3	24.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24.3	24.3	0	0
	C-4	33.9	33.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33.9	33.9	0	0
	C-5	85.0	85.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	85.0	85.0	0	0
	D-1	103.0	103.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103.0	103.0	0	0
	D-2	13.7	13.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13.7	13.7	0	0
	D-3	13.1	13.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13.1	13.1	0	0
中部	E	39.0	39.0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0	40.0	40.0	0	0
	F-1	73.0	73.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73.0	73.0	0	0
	F-2	57.7	57.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57.7	57.7	0	0
	F-3	25.9	25.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25.9	25.9	0	0
	F-4	122.7	122.7	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	122.7	122.7	0	0
	G-1	109.4	109.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109.4	109.4	0	0
	G-2	140.6	140.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140.6	140.6	0	0
	H-1	28.7	28.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28.7	28.7	0	0
	H-2	183.8	183.8	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	184.0	184.0	0	0
	H-3	245.6	245.6	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	245.6	245.6	0	0
東部	I	28.2	28.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28.2	28.2	0	0
	J	70.0	70.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70.0	70.0	0	0
	K	135.5	135.5	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	135.5	135.5	0	0
	L	244.5	244.5	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0	245.3	245.3	0	0
	M	339.4	339.4	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	339.6	339.6	0	0
	N	105.9	105.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105.9	105.9	0	0
計	計	2,487.1	2,487.1	0	0	0	0	0	0	0	2.2	2.2	0	2,489.3	2,489.3	0	0

(注) 0 は対象なし、0.0 は 0.1ha に満たない対象地あり

別添：土地利用計画図（附図 1 号）

イ 用途区分の構想

(7) 西部：荒川流域（指扇、馬宮西、馬宮・植水、大久保・土合地区）

本地域は、荒川流域、鴨川流域の概ね農業生産基盤整備事業が完了している稲作地帯と大宮台地における畑作地帯の農用地約 537.2ha の地区です。

今後は、農地の集積・集約化を進め、大型機械等の導入が可能な農地の大区画化や排水対策を推進します。

(4) 中部：見沼田圃地域（大砂土、春岡・七里、片柳、尾間木・三室・美園地区）

本地域は、見沼田圃区域を含む芝川流域の概ね農業生産基盤整備事業が完了している稲作地帯と水田転換特別対策事業地区及び大宮台地の畑作地帯による農用地約 1,027.6ha の地域です。

今後は、農地の集積・集約化を進め、大型機械の導入が可能な農地の大区画化や排水対策を推進し、都市農業を支える優良な農地として利用します。

(9) 東部：綾瀬川・元荒川流域（慈恩寺、河合、川通、和土、新和、柏崎地区）

本地域は、綾瀬川、元荒川流域の農業基盤整備事業が実施された稲作地帯と、岩槻台地に展開する畑作地帯の農用地約 924.5ha の地域です。

今後は、集団的な農地を中心に、農地の集積・集約化を行い、大区画化を図るとともに、軟弱野菜の産地として生産性の向上を図るための整備を推進します。

ウ 特別な用途区分の構想

特別な用途区分は、設定しません。

2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備にあたっては、農地の長期的な営農を前提とした積極的な保全とともに、地域の農地、農業の状況を把握し、田園環境マスタープランに基づき環境と調和した整備を推進します。

田については、集積・集約化を進めるとともに、大型機械を効率的に利用できるよう、大区画ほ場の整備を推進するとともに、耐用年数が経過した基幹排水路や暗渠排水施設を計画的に整備します。

畑については、農業生産基盤整備事業により幹線・支線の農道整備等の畑地整備が実施されたことにより、野菜、果樹、植木等が効率的に作付けされている地区があります。さらに農用地利用計画に即した優良な畑地を対象に、通作条件、農業用排水施設を総合的に整備することとし、施設の長寿命化と予算の低減を図る「ストックマネジメント」の考え方に基づいた計画的な更新整備を進めます。

2 地区別の整備開発の構想

(1) 西部：荒川流域(指扇、馬宮西、馬宮・植水、大久保・土合地区)

当該地域は、昭和中期から農業生産基盤整備事業が実施されており、優良農地として営農が継続されています。

今後は、効果的で実効性のある農業生産基盤整備の検討を行うとともに、老朽化しつつある用排水路等の改修・修繕等を中心とする良好な維持管理に努めます。

(2) 中部：見沼田圃地域(大砂土、春岡・七里、片柳、尾間木・三室・美園地区)

当該地域は、県営水田転換特別対策事業等により水田の整備や畑地として効率的な利用がなされています。

今後は、効果的で実効性のある農業生産基盤整備の検討を行うとともに、老朽化しつつある用排水路等の改修・修繕等を中心とする良好な維持管理に努めます。また、見沼田圃地域については、自然環境保全の観点から、大規模な農的緑地空間としての機能を保全・活用し、生産性の高い農業の確立のための整備に努めます。

(3) 東部：綾瀬川・元荒川流域(慈恩寺、河合、川通、和土、新和、柏崎地区)

当該地域は、元荒川と綾瀬川流域の低地と岩槻台地から形成されており、低地部は、旧耕地整理事業が実施され、継続して稲作が行われています。台地部は、畑作やハウス栽培が行われ、本市の特徴的な農作物を産出しています。

今後は、農地の集積・集約化を進め、効果的で実効性のある農業生産基盤整備の検討を行うとともに、老朽化しつつある用排水路等の改修・修繕等を中心とする良好な維持管理に努めます。

3 農業生産基盤の整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	ほ場整備	中部（膝子・上野田） 及び東部（横根）	約 146ha	1	

別添：農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

5 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市では、農業従事者の高齢化、担い手の減少等により耕作放棄地が増加し、農用地のかい廃が進行しています。また、都市化の進行により農業環境の悪化が見られます。耕作放棄地は、本来の農業生産活動がなされないほか、病虫害を招く環境悪化により、周辺の農用地の生産活動にも悪影響を与えるものです。また、良好な田園景観をも阻害するものです。

本市の農業の持続的発展を図っていくために、利用権設定等促進事業を活用するなど、農地の流動化を促進させ、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、適正な農用地利用計画のもとで、農業生産に必要な農用地を良好な状態で確保・保全し、有効利用することとします。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
多面的機能支援事業	農地維持・資源向上	西部・中部・東部	農用地区域の20%	—	

3 農用地等の保全のための活動

(1) 農用地等の保全管理の支援

ア 認定農業者等の担い手への集積・集約化

農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等の積極的な活用により利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者や農地所有適格法人等の担い手へ農地の集積・集約化を促進することにより、耕作放棄地の発生を抑制し、地域の実情に応じた農用地等の保全活動を推進します。

イ 景観形成作物の栽培による美しい地域づくり、景観づくりの推進

農地の有効活用と併せて、美しい地域づくり、景観づくりのため、景観形成作物の栽培を継続、推進します。

(2) 農地の保全管理等のための資金援助

農業の有する多面的機能が適切に発揮されるよう、多面的機能支援事業等による支援を行います。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な農業経営の指標として、本市では農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり560万円程度)、年間総労働時間(主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を確保できるような経営が、本市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指します。

なお、新たに農業経営を営もうとする青年等については、総労働時間1800時間程度の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得560万円程度の5割程度の250万円の農業所得を目標とします。

【効率的かつ安定的な農業経営の目標】

区分	営農類型	目標規模	作 目 構 成	戸数	流動化目標 面積(ha)
個別経営体	主穀複合①	水田：12ha	水稻：9ha、小麦：1.5ha 大豆：1ha、ブロッコリー：0.5ha	—	—
	主穀複合②	水田：8.3ha	水稻：7ha、小麦：1ha くわい：0.3ha	—	—
	施設きゅうり	ビニールハウス： 4,000㎡	促成きゅうり：4,000㎡ 抑制きゅうり：4,000㎡	—	—
	施設トマト	鉄骨アクリル温 室：3,000㎡	トマト：3,000㎡ 抑制トマト：2,000㎡	—	—
	施設こまつな複 合	鉄骨アクリル温 室：3,000㎡ 水田：2ha	こまつな：3,000㎡水稻：1.6ha くわい：0.4ha	—	—
	施設トマト・露 地野菜	鉄骨ビニールハウ ス：3,000㎡ 畑：60a	トマト：3,000㎡ ネギ：60a 花芯山東菜：30a	—	—
	ほうれんそう・ 露地野菜	露地野菜：1.6ha	ほうれんそう：120a、枝豆：40a ブロッコリー：40a	—	—
	施設軟弱野菜	鉄骨ビニールハウ ス：3,500㎡	こまつな：20a×6作 山東菜：15a×6作	—	—
	鉢物①	鉄骨アクリル温 室：3,000㎡	シクラメン：3,000㎡	—	—
	鉢物②	鉄骨ハウス： 1,650㎡ パイプハウス： 1,650㎡	ハイビスカス、シクラメン ペチュニア等：3,300㎡	—	—
	洋ラン	鉄骨アクリル温 室：2,000㎡	ファレノプシス：2,000㎡	—	—

区分	営農類型	目標規模	作 目 構 成	戸数	流動化目標 面積 (ha)
個別経営体	露地切花	畑：85a	露地ギク：40a、ハナモモ：25a シノブヒバ：10a ベニキリシマツツジ：10a	—	—
	施設切花	鉄骨アクリル温室：4,000㎡	バラ：4,000㎡	—	—
	施設・露地切花	鉄骨ビニールハウス：4,000㎡ 露地畑：10a	ハウスカーネーション：4,000㎡ 露地菊：10a	—	—
	植木苗木①	畑：1.3ha 育苗ハウス：1,000㎡	・養成木 ドウダンツツジ：30a カイヅカイブキ：50a サツキ：50a ・コンテナ養成木 ベニカナメ：500㎡ ハナミズキ：500㎡	—	—
	植木苗木②	パイプハウス：500㎡ 畑：1.3ha	ハナミズキ：36a、ツツジ類：90a ケヤキ：20a、ベニカナメモチ：2.3a コニファー類：20a、サザンカ：22a シラカシ：10a	—	—
	野菜(直売)	水田：0.6ha 畑：0.7ha ビニールハウス：4,000㎡	水稻：0.6ha、トマト：2,000㎡ キュウリ：2,000㎡、枝豆：0.1ha ほうれんそう：0.1ha、さといも：0.2ha スイートコーン：0.1ha、ハッ子：0.2ha ブロッコリー：0.1ha	—	—
	果樹(直売)	畑：1.0ha	露地梨：0.9ha(幸水・豊水) 露地ぶどう：0.1ha	—	—
	養豚	豚 950 頭(種雌豚 80 頭、種雄豚 4 頭、育成豚 15 頭、肉豚 851 頭)	種雌豚：80 頭 年間出荷頭数：1,750 頭 【経営規模】 豚 950 頭(種雌豚 80 頭、種雄豚 4 頭、育成豚 15 頭、肉豚 851 頭)	—	—
	養鶏	採卵鶏：21,000羽	常時成鶏羽数：19,870羽 鶏卵年販売量 出荷：205,033kg 直売：87,872kg	—	—
	酪農	経産牛：40 頭 飼料作付地：5ha	乳用牛：50 頭 飼料作物：5ha イタリアンライグラス：5ha トウモロコシ：2.5ha ソルガム：2.5ha	—	—

(注) 営農類型、目標規模等は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月)を参照

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

当市の大きな柱である都市農業は、体質の強化と生産性の向上を図るために、土地資源の有効活用を基本としつつ、認定農業者や生産者組織、農業法人等による農地の利用集積による規模の拡大を図る必要があります。しかし、農業従事者の減少や高齢化等により耕地利用率が低下し、耕作放棄地が増加する傾向や、農業者の利用する農地が分散する状況もみられ、効率的な利用に支障を生じている現状があります。

今後は、農用地の集積・集約化について重点を置き、農業規模の拡大と農用地等の効率的で総合的な利用に努めるとともに、認定農業者を中心とする担い手の組織の育成を図りながら地域全体として生産性の高い農業の確立を図るよう誘導します。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地の流動化対策

意欲ある担い手への面的集積の推進は、農用地の有効利用の観点から、その地域の農業者、農業組織、農業委員会、農協、土地改良区、農地中間管理機構等が主体的に協力し合って取り組めるよう体制を整えます。以下に重点的に推進しようとする方策を挙げます。

ア 利用権設定等促進事業

農業委員会などの関係機関・関係団体と協力して、農用地等の出し手の掘り起こし活動を行い、掘り起こされた農用地等を認定農業者などの効率的かつ安定的な農業経営に結びつけていくことにより、農用地等の権利移動の円滑化と方向付けを図ります。

イ 農地利用集積円滑化事業

農用地の所有者から委任を受けて、所有者を代理して農用地等の売渡し、貸付け等を行う農地所有者代理事業と、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける農地売買等事業により農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進します。

ウ 農地中間管理事業

分散した農地利用を整理し、担い手ごとに集約する必要がある場合など、貸し手から農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。

(2) 農業生産組織の育成対策

本市には、生産技術・集出荷の向上を主とする組織と農業機械利用を主体とする組織がそれぞれあり、その組織へ支援を行い、生産性の高い農業を確立させるよう努めます。

(3) 農業経営の指導育成、農地の効率的利用

農業関係機関が一体となり地域農業集団、農業生産組織の育成強化を進め、他産業従事者と均衡する所得が期待できる農業経営の指導育成を行います。また、経営規模の拡大及び農地の集団化による生産性向上を図り、農地の効率的利用を推進します。

(4) 農作業の受委託の促進対策

本市の農作業形態においては、個別経営における農業機械、施設費等の占める割合が非常に大きく、生産コストの低減と所得向上を図るため、効率的利用が重要な課題になっています。

これに対処するため、機械の共同化、協業化、法人化と併せて、農作業受委託事業により、部分受委託、全面受委託を積極的に推進させます。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、品質の向上や安定した供給体制など、生産から出荷・流通に至る体制の確立が非常に重要となっており、生産組織等の育成などによる農業生産体制の整備や、集荷・選果・加工貯蔵施設等の整備による流通体制の強化などにより、消費市場の拡大を図る必要があります。また、安全・安心な農産物の安定供給はもとより、環境に配慮した農業の展開や消費者視点の一層の重視により、喜んで食べてもらえるモノづくりを進め、生産者の顔の見える農業の実践が必要となっています。

このため、農産物の生産、製造・加工、流通及び消費における連携を強化するとともに、地域特有の新商品開発やブランド化等を促進します。さらに、農産物の高品質化やふるさと産品づくりなど高付加価値農業に取り組みながら、地産地消を推進し、安心・安全・新鮮な農産物を提供する魅力ある地域農業の確立を図ります。

そして、本市農業を担う効率的かつ安定的な経営が展開できるよう、生産・集出荷・加工・直売などの近代化に必要な施設整備を推進します。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
共同利用機械	市全域	市全域	2,489.3ha	—	農業者 農業団体	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

さいたま農林振興センター、農協等関係機関、及び関係団体との連携を強化し、新規就農者の情報を把握しながら、農業技術および経営管理能力の向上のために実践的な研修教育を推進し就農者の育成を図ります。同時に経営安定対策の強化、農業経営の法人化、農業に従事する女性の農業経営への参画等の施策を推進します。そして、これらの支援と併せて、農業を担うべき者の育成・確保を図る施設の整備を検討します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 認定農業者制度等の推進

地域農業の中核を担う認定農業者の育成・確保については、認定農業者制度の普及活動に努め、下記の事業などにより、農業生産性の向上と、規模の拡大、生産方式の合理化など関係機関と連携し総合的な支援を行います。

ア 認定農業者支援事業

認定農業者制度は、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画(5年後の経営目標)を、市が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援を推進します。

イ 新農業ビジネス振興事業

認定農業者等、地域の担い手である農業者に対し、企業の参入や連携、IT農業等の導入による収益性の高い都市農業の振興を図ります。

(2) 新規就農者・農業後継者の育成

本市では、農業労働力が他産業へ流出するとともに、農業従事者の兼業化比率も高い水準にあります。また高齢化の進行も重なり担い手不足が深刻化しています。将来にわたり本市の農業が持続的に発展し続けて行くためには、経営感覚に優れた新規就農者・農業後継者の確保・育成が重要な課題となっています。

今後は、就農意欲のある新規参入者を確保し育成するために、下記の事業などによる支援を推し進めながら、農業経営改善計画の認定、農地利用集積推進による土地利用条件の整備、営農技術指導、経営改善研修等を行い、新規就農者、農業後継者が意欲を持って取り組んで行ける環境整備に努めます。

ア 農業後継者育成事業(後継者団体の事業支援や新規就農者の自立経営支援)

農業、農村社会を支える農業後継者の育成が農業政策の重要な課題となっている現状に立って、農業後継者を主体として農業に対する認識を深めるとともに、広く農業後継者の育成体制を確立します。

イ 青年等就農計画制度(新規就農者の経営安定化のための支援)

青年等就農計画制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が基本構想に照らして認定し、これらの認定を受けた新規就農者(認定新規就農者)に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。本市では、青年等就農計画に沿い、自立経営の実現に必要な機械や施設の導入に対し、さいたま市農業振興事業費補助金による支援を行っています。

ウ 人・農地プラン関連事業：農業次世代投資資金(経営開始型)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付します。

(3) 農業経営の組織化・法人化の推進

本市では、集落内の農家の共同作業や集落外の農家グループによる農作業受託、農協による農作業受託組織など地域の実態に即した多様な生産組織に対して農業法人化の推進事業を展開しています。今後とも地域に基盤を築けるような経営効率の高い組織を育成するとともに、法人化への誘導に努めます。

(4) 高齢農業者の活動支援

本市の農業従事者が減少している中、高齢農業者の豊富な経験と知識と技術を活かした農業生産活動や地域活動は、その継続や地域のサポートといった面から重要な役割を有しています。

農業は、高齢者が体力と意欲に応じて生涯現役として活動することが可能であり、それぞれ個人の都合や健康状況に応じて高齢期を過ごすことのできる農村社会の実現を図ることは、1つの長寿社会モデルと考えられます。

そこで、農村高齢者を農業や地域活動の担い手として、また、農村の生活文化の伝承者として位置づけ、多彩な地域農業の展開、営農・生活技術の伝承、地域活動の活性化等の面において高齢者が生涯現役をモットーに生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる体制を整えます。また、退職後に農業に取り組む中高年齢者に対しても農業技術や経営に関する支援を行います。

(5) 女性の経営参画への配慮

本市の農業において女性農業者は、農業経営の一部を担うことを含めて、農産物の加工、販売等の起業活動に取り組むなど活躍の場を広げており、農業と地域経済の活性化を図る上でも欠かせない存在となっています。農業の発展と豊かな暮らしを実現するには、農業に携わる女

性が地域社会や農業経営に積極的に参画できる基盤づくりを一段と推進する必要があります。

今後は、農業経営及び関連する活動に参画する女性農業者の育成を図るために、女性農業者育成・参画の目標を定め、女性農業者のさらなる参画に努めます。

また、生産部会の活動や地域の合意形成を図る場に、多くの女性が参加できるよう配慮し、関係機関と連携のもと地域社会における男女共同参画推進のための啓発に努めます。さらに、農業生産・生活の両方面における重要な女性の役割を適正に評価するとともに、農村社会や農業経営における地位向上や能力発揮について環境を整備し、それぞれの地域において、農業技術や経営能力の向上と社会進出を促進します。

4 森林の整備その他林業振興との関連

農村地域のみならず市民生活に豊かさを与える森林の持つ役割や機能を踏まえ、適正な管理による貴重な森林資源の保全を推進します。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、首都圏に位置するという有利な条件を背景に農業、商業、工業が一体となり発展してきました。よって就業の対象となる企業も多く、就業機会に恵まれ、恒常的勤務などの安定的な兼業が多い状況にあります。しかし、社会情勢は流動的であり、継続し安定した就業の機会を維持、創設することが重要です。

今後は、農業関係機関が一体となり、地元の食材を使った飲食物の提供、農産物やその加工品の直売等を総合的に行うことが出来る施設を整備し、本地域の農業振興との有機的関連のもとに雇用の場の確保を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体育成とともに新規就農者の確保・育成や健全な集落営農により地域の農業を守ることを目標とします。

【従業地における就業状況】

単位：人

区分	従業地								
	市内			市外			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	358	206	564	422	151	573	780	357	1,137
自営業	406	186	592	20	6	26	426	192	618
臨時雇い	79	66	145	48	24	72	127	90	217
合計	843	458	1,301	490	181	671	1,333	639	1,972

(注) 1 資料：平成28年8月実施「さいたま市の農業振興に関するアンケート調査」の結果

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 関係機関との連絡・調整と就業機会の確保対策

他産業に従事したい農業従事者が、安定した就業機会を得るために、職業紹介や雇用情報が良好に提供され、職業訓練や関係機関の機能が充分発揮されなければならないことから、その連絡や調整体制の確立に努めます。

また、地域の特性に合わせた農作物作りとそれを利活用した二次加工品の開発産業の振興を進め、農業を振興する就業機会の確保に努めます。

(2) 集落営農の推進

良好な集落営農活動は、地域の農業生産活動の維持保全、農地の合理的利用、耕作放棄地の発生防止、機械・施設利用の効率化等において欠かせないものです。よって営農の中心的役割を担う専門的な農家と小規模・兼業・高齢農業者等が相互に補完しあいながら農業を営めるよう組織の支援を行います。

(3) 観光農業の推進

本市は、特徴のある農産物、美しい田園景観、農村特有の伝統文化等の農業に関わる多様な地域資源があります。それらを基盤とする農産物加工や特産品開発による地域農業の観光農業を振興させることにより雇用機会の創出を推進します。

(4) 都市との交流

都市との交流は、消費者である都市住民との相互理解を深められることや、地域農産物の需要拡大や就業機会の創出等の経済的効果を発揮する取り組みとして有効な方法です。現在も「農業体験」、「農産物加工体験」といった実際の体験をとおして都市と農村の交流が行われています。

今後も、継続した取り組みを行い、地域の歴史や文化、農産物、農産物加工品等の情報発信施設や農業交流施設として整備に努めます。

3 農業従事者就業促進施設

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	対象者	対図番号	備考
農業交流施設	直売所、農業研修施設、 農産物加工体験施設	緑区	農業者、農業者団体、 都市住民	1	—

別添：農業従事者就業促進施設整備計画図(附図3号)

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域は、農産物の供給の場としてだけでなく、癒しを享受できる場、都市住民と集落の人々との交流の場など多様な機能を有しています。しかし、経済の高度成長と相まって農家と非農家の混在化が進むとともに、兼業化、高齢化が急速に進展し集落における構成員共同体意識が希薄化しています。その結果、農業用排水施設の管理をはじめとする住民の共同活動の減少など本来の集落機能低下が顕在化しています。

このような状況の中で、効率的で安定的な農業経営を確立するためには、認定農業者等の担い手を確保するとともに、経営規模の拡大や生産性向上を図るために、農地の集積・集約化を促進することが重要です。そしてその実現のためには、農業生産基盤の整備等に加え、地域の生活環境を改善し住みよい地域づくりに努めるとともに、農地の賃貸借や作業受委託のあっせん等、農地の集積・集約化に対する農家の合意形成や共同活動を促進させることが重要です。

したがって、今後とも、本市農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくために、農業生産基盤の整備とともに、生活環境の整備を総合的に行い、ゆとりとやすらぎに満ちた活力ある地域づくりを目標とします。

(1) 地域用水機能の保全と整備推進

農業生産基盤として重要な農業用水と農業水利施設は、生活に密着した地域用水、農業集落の防火、農機具の洗浄等に利活用されているほか、景観形成、親水レクリエーションの場、生態系保全等多面的な役割を果たしています。

今後は、農業環境整備事業や多面的機能支援事業に取り組み、地域の共同活動による農地・水路等の保全活動、水路等の長寿命化、水質・土壌の高度な保全活動への支援を推し進めます。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農村地域のみならず市民生活に豊かさを与える森林の持つ役割や機能を踏まえ、適正な管理による貴重な森林資源の保全を推進します。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

- 1 土地利用計画図(附図1号) ※拡大図別添
- 2 農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)
- 3 農業従事者就業促進施設整備計画図(附図3号)

別記 農用地利用計画